

高齢者等配食サービスの終了について

令和 8 年 7 月

健康介護課

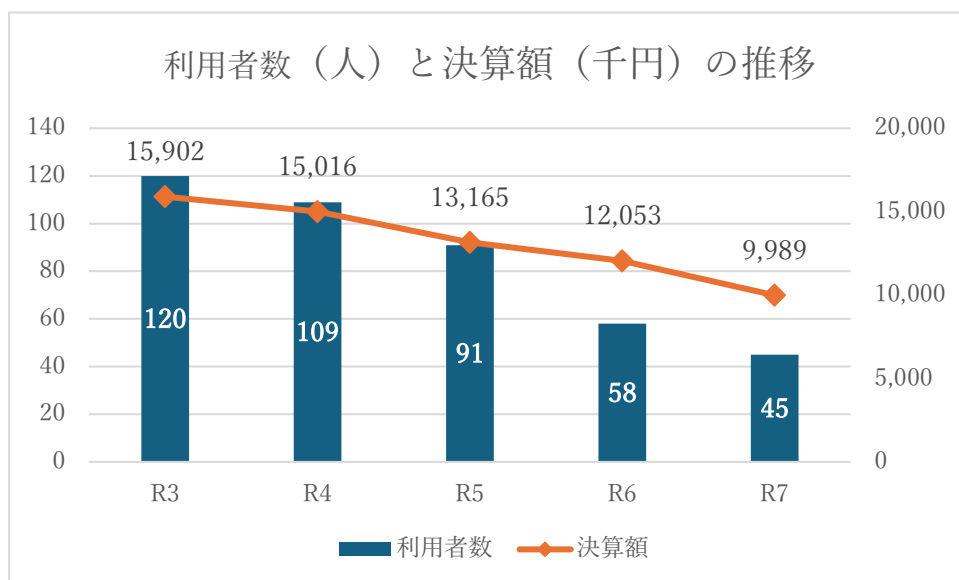
1 提案の趣旨

高齢者等配食サービス事業について、近年の利用状況および社会環境の変化を鑑み、令和 9 年 3 月 31 日をもって事業を終了することとします。

2 終了の背景と理由

(1) 利用者の減少

配食サービスの利用者は減少傾向にあります（直近の推移：令和 3 年度 120 人、令和 4 年度 109 人、令和 5 年度 91 人、令和 6 年度 58 人、令和 7 年度 45 人）。



(2) 民間事業者によるサービスの普及・充実

民間事業者による配食サービスは、サービス開始当初と比較して普及・充実しており、見守り機能を付帯したサービスも一般化しています。これに伴い、行政が直接実施する必要性が希薄化しています。

民間事業者との比較

	現状	A	B	C
料金（1食）	400 円	540 円	680 円	685 円
宅配	無料	無料	無料	無料
区分	常温	常温	冷蔵	常温
きざみ食等	あり	あり	なし	あり

※一例であり、他にも多数の業者あり

（3）今後の高齢化を見据えた負担と給付の適正化

本事業は地域支援事業の任意事業として介護保険料を充当しています。今後の高齢化に伴う介護保険給付費の増大は避けられず、連動して介護保険料の引き上げも避けられません。従って、適正な介護保険料を算出するためには、優先度を踏まえた一定程度のサービスの見直しも負担と給付の適正化という観点からは必要となります。

○介護保険給付費の財源

【給付内容】 ・居宅介護サービス ・地域密着型介護サービス ・施設介護サービス ・介護予防サービス ・住宅改修、福祉用具購入 ・高額介護サービス ・高額医療介護合算サービス など	国負担 25%
	県負担 12.5%
	町負担 12.5%
	第1号(65歳以上) 介護保険料 22%
	第2号保(40-64歳) 介護保険料 28%

○地域支援事業(任意事業)の財源

【事業内容】 ・地域包括支援センター運営 ・介護サービス相談員 ・緊急時通報 ・生活支援コーディネーター配置 ・在宅医療介護連携 ・認知症総合対策 ・配食サービス など	国負担 38.5%
	県負担 19.25%
	町負担 19.25%
	第1号(65歳以上) 介護保険料 23%

また、現在の地域支援事業の事業費は、定められた基準額を超えているため、超えた分の事業費は、一般会計からの制度外の繰入金で賄っています（約 2500 万円）。

持続可能な介護保険制度を運営するためには、町の裁量権のある地域支援事業の定期的な見直しが必要となっています。

3 終了の影響と対策

(1) 食事の確保について

現在、多くの民間事業者が配食サービスを実施しており、代替手段は十分に確保されています。町としては、現在利用している方々に対し、終了の半年以上前から周知を行い、希望される方の民間事業者への移行を支援します。

(2) 見守り活動の確保について

配食サービスによる見守り効果を補完するため、既存の事業や関係機関との連携を強化します。また、今年度策定する第10期みやしろ健康福祉プラン（高齢者編）の中で、地域全体で高齢者を支える新たな見守りスキームを検討します。

4 今後のスケジュール

令和8年7月から : 利用者への個別周知、相談対応、民間事業者への移行支援

令和9年3月31日 : 事業終了 ⇒ 希望される方は民間事業者のサービスへ移行